

2-2-1

医療安全に向けた有害事象報告制度に対する柔道整復師の認識

金島裕樹^{1,2,3)} (1)かきの樹整骨院、²⁾慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科、³⁾帝京平成大学ヒューマンケア学部)

key words : 医療安全、報告制度、有害事象、インシデント、医療事故

【背景】医療安全の確保は、医療を提供するうえで最重要である。そして医療安全対策を充実させるためには、有害事象報告による情報の共有が有効であることが先行研究により明らかにされている。情報の共有は、医療事故を予防するうえで有効であるが、報告者の共通した見解が必要である。しかし有害事象報告に関する柔道整復師の認識を明らかにする調査や研究はこれまで皆無である。そこで本研究は、柔道整復師の有害事象報告への認識を明らかにすることを目的とした。【方法】埼玉県柔道整復師会の全会員 840 名を対象に自記式質問紙調査を行った。調査内容は、属性、柔道整復業における報告制度の要否、国立大学附属病院医療安全管理協議会によるインシデント影響度分類のレベル別の報告への意識である。報告制度の要否については 2 件法で回答を求め、影響度分類のレベル別の報告への意識、属性と報告への意識の関係については Kruskal-Wallis 検定、Mann-Whitney 検定を用いて比較を行った。【結果】得られたデータ数は、67,665 である。柔道整復業における報告制度の要否については 88%が必要であると回答した。比較の検定では、影響レベルにおいて実害が無いレベルで報告への意識が低い傾向にあり、年齢や免許を与えたもの等の属性によっても報告への意識に差があることが示された。【考察】柔道整復業は全国規模で統一された報告制度が存在しないため、有害事象の多くは各施術者の経験の積み上げだけにとどまり、十分な情報の共有には至っていない。しかし報告制度が必要であるという今回の結果は、医療安全に向けた有害事象報告への意識が醸成しつつあることを示唆している。制度構築のためには共通認識と標準化が必要である。報告への意識は影響レベルや属性により異なることから、それらを考慮した施術者へのアプローチが的確な報告へと繋がり制度構築に有益であると考えられる。

2-2-2

柔道整復師の介護予防事業への取り組みについて

長坂 愛(池内接骨院)

key words : 老年学、介護予防事業、地域包括ケアシステム

【背景】高齢化が進む状況の中、わが国は地域包括ケアシステムの構築推進を図っている。今後、特に「予防」において柔道整復師に対してもさらなる活躍が期待されている。そこで、本研究の目的は柔道整復師の介護予防事業に対する意識とその実態を調べ、地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の立場を考察する。【方法】対象は公益社団法人日本柔道整復師会の全国 287 支部すべての責任者 266 人とした。調査方法は対象者に自記式調査票を郵送配布、回収を行った。189 人から回答が得られ、回収率は 71.1%であった。【結果】支部長の性別は全員男性で、年代は 50 歳代が最も多く、柔道整復師の資格以外に日整認定機能訓練指導員を 70.9%が持っていた。介護予防事業への興味・関心の有無と実施状況は、「興味・関心はあるが実施していない」が最も多かった。介護予防事業を実施している 31 人は、実施形態は通所型サービス C、実施場所は施設内、はじめたきっかけは「社会的に必要と感じた」が最も多かった。介護予防事業に興味・関心はあるが実施していない支部長 105 人は、今後の実施予定は「実施予定なし」が最も多く、実施上の困難感「自治体との交渉」が最も多かった。【考察】吉野ら鍼灸師と比較すると介護予防事業を実施している支部長の実施率の方が低い。渡邊ら同様、柔道整復師においても興味・関心はあるものの柔道整復師においてもマンパワー不足や体制づくりが確立されていないことが実施率の低さにつながっている可能性がある。介護予防事業を実施していないが検討中、実施していない支部長の実施上の困難感として「自治体との交渉」が 1、2 位を占める。南出らと比較すると行政からの委託が低く、自治体が柔道整復師への認識について懸念される。柔道整復師が行う機能訓練に対する結果を数値化し、他の成功例を実例とし自治体に交渉することで、理解が深まるのではないかと考える。

2-2-3

機能訓練指導における利用者情報としての介護度とバーセル指数の関係

石橋和正¹⁾、玉井清志¹⁾、荒木誠一¹⁾、佐々木重昭¹⁾、吉田啓英¹⁾、高橋勇二¹⁾、小野澤大輔¹⁾、國分義之¹⁾、樽本修和²⁾、安田秀喜¹⁾ (1)帝京平成大学健康医療スポーツ学部、2)帝京平成大学ヒューマンケア学部)

key words : 機能訓練指導、介護度、バーセル指数

「背景」機能訓練指導において、回復病院からの退院後、維持目的として機能訓練特化した通所介護を利用する機会が多い。その際、病院より看護サマリーと一緒にバーセル指数も情報として提供される。介護保険制度における介護度は機能訓練内容に反映されるが、バーセル指数の点数はどのような指標になるのか機能訓練指導において活用できると考えられる。「目的」機能訓練指導内容の情報として、介護度とバーセル指数がどのような影響や関連があることを明らかにすることを目的とした。「方法」対象者は千葉市の居宅介護支援事業所が担当している利用者 44 名(81.9±6.3)に対して介護認定審査資料からバーセル指数項目の食事、車いすからのベッドの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの項目に点数化をおこない、介護度要支援 1、2 要介護 1、2 群と要介護 3、4、5 群とに分け比較をした。「結果」介護度要支援 1、2 要介護 1、2 群(A 群)と要介護 3、4、5 群(B 群)とのバーセル指数の得点に有意差がみられた。「考察」本研究では、退院時にバーセル指数の情報が介護制度の認定度との関連について検討した。その結果 A 群と B 群で大きく変化することが分かった。A 群においては変化することが少ないため、介護認定調査資料を機能訓練指導の情報として活用することが必要と考えられる。

2-2-4

中・高等学校の運動部活動における柔道整復師の活動状況の実態調査

角田佳貴¹⁾、中西唯公²⁾(¹⁾了徳寺大学 健康科学部 整復医療・トレーナー学科、²⁾順天堂大学 スポーツ健康科学部)

key words : 柔道整復師、部活動、実態調査

【背景】中学校および高等学校の運動部活動(以下、部活動)では活動中に多くの外傷が発生している。そのため部活動指導者には、活動中に発生した外傷の処置などが求められるが、その対応が不十分であることが近年報告されている。この課題の解決策として学校医の他に、柔道整復師をはじめとする運動器専門の医療関係者が部活動で活動する制度の導入が考えられている。制度創設のため、多くの医療関係者を対象とした部活動での活動状況に関する調査が行われているが、柔道整復師を対象とした調査は行われていない。柔道整復師の活動状況を明らかにすることは、制度創設の基礎資料となるだけでなく、柔道整復師の職域の拡大につながると考えられる【目的】中学校および高等学校の部活動に、柔道整復師がどの程度活動しているのかの実態、活動についての考えや課題を明らかにする【方法】柔道整復師422名を対象にし、年齢、性別、勤務年数、勤務施設・地域、研修・講習会参加経験、部活動での活動についての考え、部活動での活動経験などについて質問紙調査を行った【結果・考察】225名から回答が得られ(回収率53.3%)、内訳は男性162名(72%)、女性62名(27.6%)であり、年齢は平均28.1±6.7歳、勤務年数は平均4.7年±4.5年、勤務施設は整骨院/接骨院が141名(62.7%)、整形外科が83名(36.9%)であった。多くの者が部活動で活動する事について肯定的な意見を持っており、活動を希望する者も多かったが、実際に活動している者は約30%であった。これは、活動するきっかけがない事が要因と推察され、活動を促進する要因として、講習会・研修会への参加が示唆された。活動内容は外傷への応急処置が多く、活動に対する報酬を得ていた者は約50%であった。今後の課題として、柔道整復師の職業理解の促進、柔道整復師の能力向上、活動に対する規定整備があげられた

2-2-5

柔道整復師が日本の医療制度に貢献するために

木下広志¹⁾、山崎邦生²⁾(¹⁾岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科博士前期課程1年生、²⁾岡山県柔道整復師会・山崎整骨院)

key words : 医療連携、国民生活基礎調査、疼痛有訴者、受療行動、紹介状

【背景】柔道整復師療養費は2010年を基準に2018年までに約20%下落し、一軒当たりの療養費年間請求額は1070万円から655万円と40%減少した。厳しい経営環境の中で、投薬期間中の受療や療養費支給の選択権は保険者にあるという健康保険法の解釈によって、正当な請求でさえも不支給とされている。どの医療・施術を選択するかは、憲法13条にいう国民の持つ幸福追求権であり自己決定権である。【方法】患者はどのような意思決定を経て医療と補完代替医療を選別しているかを国民生活基礎調査概況データの分析によって患者行動変化をみた先行研究から仮説を立てる。疼痛有訴者の受療行動を確認し、整形外科と柔道整復師は患者ニーズによって分離されており、競合ではなく補完関係にあることを明らかにする。【結果】データ上の有訴者のほとんどは身体疼痛を訴えているが、疼痛有訴者のほとんどは病院に通院していない。疼痛有訴者の伝統医療受療行動分析によると、疼痛の強さによって病院を受診するものが増え、売薬で対応するか病院を受診しない率が減少するといったように患者の受療行動が変わる。その時、施術所を選択する率に大きな変化はみられないことから、病院と施術所には競合は無く棲み分けされていることが推測される。【考察】競合していないのであれば、病院と接骨院には連携によって発生する経済的な損失は無い。それは迷うことなく専門医を受診できるという患者利益だけではなく、医療側にとっても設備の稼働率を高めることが可能となり、日常生活に影響しない軽微な疼痛について施術所に任せることで医療資源の一部を節約できる。病院から提供される診断結果に関するフィードバック等によって施術者の医療知識と施術能力の研鑽が可能だが、医療者が施術者を信頼することで時間コストを下げられるほどの情報を紹介状に盛り込むことで医療費の節減が可能となる。

2-2-6

GHQ/SCAP 文書における柔道整復の史料目録：Quasi-Medial Practices (Medical Service Division File) を中心に

湯浅有希子(帝京平成大学)

key words : 『日整六十年史』、未収録史料、戦後史

【目的】これまで柔道整復に関する歴史研究は数多く行われ、特に江戸から大正期において人物史、文献考察、法制史の点で成果が得られている。そこで用いられた史料情報の多くは『日整六十年史』(1978)から得ることができる。同書の出版により、それまで散在していた史料の所在が明らかとなり、柔道整復の歴史研究の利便性に大幅な向上をもたらした。しかし、これらに掲載された史料を用いた研究の多くは、同書からの転載にとどまる。柔道整復の歴史研究としては、その全貌を把握しきれていない。史料が歴史研究の根幹と考えると、今後の柔道整復の歴史研究は『日整六十年史』に多くを依拠するのではなく、未収録史料の積極的な渉猟を行う必要がある。本発表はこれを捕遺する形で、『日整六十年史』未収録の史料に関する情報を提示する。【方法】国立国会図書館、憲政資料室、日本占領関係資料、GHQ/SCAP 文書における PHWS(公衆衛生福祉局)作成文書の分析。フォルダタイトル、Quasi-Medial Practices (Medical Service Division File) Box no.9444、における記事タイトル、日付の掘り起こしを行った。【結果】同フォルダからは医業類似行為に関する文書がマイクロフィッシュ196枚に渡り所収されていた。日付は1946年3月から1951年1月の間に作成された文書、59タイトルを確認した。資料形態はMiscellaneous(雑)と分類されていた。さらに詳細な記事タイトルを見ると、Memorandum(覚書)、CHECK SHEET(チェックシート)、Bill(法案)、書簡に分けることができた。【考察】今回は公衆衛生福祉局のフォルダについて、日付・記事タイトルの確認にとどまった。今後、これらの文書の内容を精査することで柔道整復師の戦後史の分野をより具体的に詳述することができると思われる。

2-2-7

『骨継療治重宝記』と顎関節脱臼

荒川政一(接骨医学史研究会)

key words : 骨継療治重宝記、顎関節脱臼、下顎骨、整復法、薬物療法

【背景】『骨継療治重宝記』は、日本で最初に出版された整骨専門書である。出版は1746年であるが、1810年に再版されている。1808年に『正骨範』、1810年に『整骨新書』が出版されており、同時期に『骨継療治重宝記』が再版されたのは興味深い。今回、『骨継療治重宝記』に記載された顎関節脱臼についての内容を明らかにし、考察を加えた。【方法】延享3(1746)年の『骨継療治重宝記』の影印本及びデジタルアーカイブを利用し、下顎骨と顎関節脱臼について記載された箇所を調べた。【結果】下顎骨は頬車骨と記載され、図が描かれている。顎関節脱臼は脱金鈎と称され、落下風(をとがいはづり)とも記されている。顎関節脱臼の治療法として『医林集要』『得効方』を出典した徒手整復法、『三因方』を出典とした嚙整復法を紹介している。さらに徒手整復の図解が描かれている。また著者高志鳳翼本人の考えとして、薬物療法(外用薬と内服薬)を記載している。【考察】下顎骨の図が描かれているが、これが『解体新書』出版の28年前であることは興味深い。顎関節脱臼の徒手整復法は中国の医書を翻訳したものであるが、現在でも用いられている整復法である。著者鳳翼の考えとして薬物療法のみが記されてことから、鳳翼自身には顎関節脱臼の徒手整復の経験はなかったのではないと推測される。しかし本文に「世間の落下風人を見(る)に気虚の人に多し」とあり、臨床経験は多かったようである。薬物療法を記載しているのは、鳳翼が般若堂という薬店を営んでいたことと関連があると考えられる。